

特集にあたって (特集 グローバルなルール形成と 開発途上国)

著者	今泉 慎也
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	132
ページ	2-3
発行年	2006-09
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005397

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

特集にあたって

今泉慎也

本特集では、開発途上国で進む経済法制改革の背後にあつて、それを促している国際的なルール、規範、基準の特質やその形成プロセスの変化に目を向けてみたい。

遠く離れた国・地域において、同じような制度改革が同じ時期に進行していることが観察される。その背景には、各国の法制度の統一・調和を進め、あるいは法制改革を推進することを目的とした国際ルールの存在がある。ここで国際ルールとは、国家間で締結される条約のほか、国際組織などの諸アクターが策定する法的拘束力のない国際文書によつて設定されるルールを含んでいる（いわゆるソフト・ロー）。現代の国際社会では、各分野に多様な政府間国際組織や民間組織が存在し、それらの活動を通じて、国際ルールやその実現のための国際制度作りが進んでいる。

各論文で明らかにされるように、一九九〇年代以降の国際ルール形成は、多くの分野において開発途上国を枠組みのなかに取り込もうとする動きを強めている。その背景には、開発途上国の国際経済におけるプレゼンスが拡大し、グローバルな問題解決

のために、開発途上地域をも含めた枠組み作りが不可避となったことがある。また、体制移行問題や経済危機への対応のなかで、開発における法制度の役割が強調されるようになり、開発途上国の国内法制改革を支援するための国際ルールの策定が重視されたこともある。

●法の統一・調整と開発途上国

各国の法制度の違いを、国境を超えた経済活動を阻害する要因と考え、それを除去しあるいは軽減しようとする試みは、「法の統一」(unification of law)や経済規制の「国際的調和」(harmonization)といった概念で論じられてきた。国際ルールの設定は、この法の統一・調和の動きと結びついてきた。法の統一運動は、一九世紀欧州に始まり、私法、国際私法、知的財産法などの分野を中心に、各国の法規を統一する統一法条約や、各国が立法において参照すべきモデル法が採択された。ほぼ同時期に米州においても同様の試みが始まっている。

第二次世界大戦後の法統一においては、コモン・ローと大陸法という二つの法伝統

間の調和に加えて、社会主義国との東西貿易、開発途上国との南北貿易に関する取引ルールの確立という二つの課題があつた。

資源ナシヨナリズムが高揚し、開発途上国が数の力で発言力を増した一九六〇～七〇年代には、国際ルールをめぐる開発途上国と先進国との溝は深まった。先進国は、自国民・自国企業のため、開発途上国に国際標準に準拠するように要求した。他方、開発途上国は、先進国にとつて有利であるとして既存の国際法の見直しを求め、かかる要求はUNCTAD(国連貿易開発会議)、UNCITRAL(国連商取引法委員会)など新たなフォーラムの設立につながった。

経済発展や開発戦略の変化に伴い、開発途上国の国際ルールに対する対応はかなり変化した。国際ルールの受入が自国に有利と認め、その導入に動く場合も増えてきたほか、ルール作りに積極的に関与する姿勢を強めている。

●開発途上国に受入を求める理由づけ



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

国際ルール作りを促し、あるいは開発途上国にその受入を求める理由づけとしては一般に次のようなものがある。

第一に、先進国との貿易摩擦が生じたことを背景に、競争条件の差異が問題にされたことがある。先進国、とりわけ米国は、開発途上国における労働保護や環境規制などの水準の低さや、外資規制・優遇措置による市場の歪曲を問題視した（ソーシャル・ダンピングや不正貿易）。これは、WTOの成立やその規律事項を拡大していることとする動きにつながっている。

第二に、グローバル化のもとで規制の実効性を確保するためには、開発途上国を含む関係国間で規制水準を標準化することが不可欠となったことがある。アジア経済危機に代表されるような新興市場国を起点とする金融危機の発生は、開発途上国の国内制度の脆弱性が金融システム全体のリスクとなっており、各国に規制の強化を求めることの必要性が認識された。企業統治、マネーロンダリング、倒産法制・担保、会計基準等の金融に関する分野において、原則やベストプラクティスなどの非拘束的文書の策定が国際金融機関などによって推進された。世銀・IMFは、一二のコード・基準を指定し、各国の政策や制度を評価するためのベンチマークとして利用することを推奨している。このように、開発途上国の国内法制改革を目的に非拘束的文書が増大したことは、一九九〇年代以降に顕著な現

象であると言える。

●ルール形成の多層化とソフトロ

WTO体制は法的義務の強化が進んだ例であるが、ドーハ開発アジェンダが難航しているように、条約による拘束力あるルール作りは、利害関係の調整が難しく、多大な労力と時間を要する。これに対して非拘束的国際文書によるルール設定は、関係当事者間のコンセンサスや、国際組織等によるモニタリングなど、一定の場合に各国の遵守を促す効果があり、多くの分野で活用が進んでいる。かかる文書による規律が進む背景には、グローバル化の急速な進展に条約によるルールの設定が十分に対応しきれないほか、政府間の合意を経ることなしに、国内のさまざまなアクターに直接働きかけることによってその実現を期待できることがある。

この点は、ルール形成におけるアクターの多層化とも関係している。たとえば、外交関係の多層化が進み、国内規制当局間で直接に国際的な協力機構を設立し、規制ルール作りが進んでいる。こうした協力機構に開発途上国の規制当局の参加が増え、非拘束的なルールが各国の国内規制に直接的に影響を与えている点も近年の特徴である。他方、国際商業会議所（ICC）など国際的な民間組織や専門家団体によるルール・基準が通用する分野も増えている。ただし、

こうした組織の活動に開発途上国の関与がなお少ないことには留意が必要である。

●東アジア地域協力への視座

近年では東アジア共同体構想やそこで重視される自由貿易協定が注目を集めているが、これらとは別に、各分野ですでに地域協力の試みが進行している。

今後の地域的なルール・規範形成において課題となるのは、私たちがどのような制度モデルをもって臨むか、ということにあるだろう。多くの分野でアジア諸国は国際的なルールの受入を進めている。今後の地域的な共通のルール作りにおいては、グローバルなレベルで整備されるルールが交渉や協議のベースラインとなることは大いにあり得よう。アジア諸国の制度改革支援や共通ルール作りには、現在進んでいる日本法自体の改革の真価が問われることにもなるかもしれない。

（いまいずみ しんや／アジア経済研究所開発研究センター）

「付記」本特集のもとになった研究成果は、今泉慎也編『国際ルール形成と開発途上国―グローバル化する経済法制改革』（アジア経済研究所）として出版予定である。